

職業分類の見直しにおける課題と方針

No.	種別	職業分類の見直しにおける課題	見直しの方針
11	全般	○分かりやすい内容例示の設定 職業の多様化によって、各分類の境界を概念上整理出来ても現実の職業で区分できない場面が想定される。こうした際に統計調査の実務で着実に運用してもらうために、分かりやすい内容例示を設定するよう見直してはどうか。	研究会の議論を反映した内容例示の充実を図るとともに、職業分類の見直しに向けられた意見などを踏まえ、社会情勢の変化に対応した分かりやすい内容例示の設定を行う。 具体的には、次の視点を中心に内容例示を検討する。 ・研究会の議論で内容例示として提起された職業の追加 ・説明から明らかな職業、法令の改廃により既に廃止された職業の削除 ・統計調査を行う各府省から提出された意見を踏まえた職業の追加
12	全般	○社会や経済等の変化に応じた分類項目の見直し 現行分類の設定（2009年）以降の経済の変化を反映するため、分野ごとに分類項目の見直しを行う必要があるのではないか。	国際標準職業分類 2008 年版（ISCO-08）、厚生労働省編職業分類、民間の職種分類等を参考に、職業分類の目的や有識者の意見を踏まえつつ、社会や経済等の変化に応じた分類項目の見直しを行う。
13	全般	○デジタル・ＩＴ系分野の職業の見直し デジタル・ＩＴ系分野の職業については、中分類10「情報処理・通信技術者」に多くが分類されているところ。 一方、当該分野の職業については、社会や経済等の変化に伴い従事者の増加、新たな職種の誕生など大きな変化があったことから、重点的に議論し、新たな職業を適切に立項する必要があるのではないか。	第 9 回職業分類改定研究会で検討予定。
14	大分類A	○中分類04「その他の管理的職業従事者」の見直し 中分類04「その他の管理的職業従事者」については、中分類と小分類が同一の分類項目名となっているが、中分類及び小分類の説明で「個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものなど」と具体的な例示ができているのであれば、「個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するもの」で小分類を設けるなど、細分化の余地があるのではないか。	次の視点を中心に検討する。 ・説明の見直し及び内容例示の追加 分類項目の説明とその実態に齟齬が生じていることは、当該分類項目の適切な運用に支障が生じるおそれがあることから、当該分類項目の取扱い実態を整理し、実態の取扱いに則した説明へと見直し、かつ、内容例示を追加してはどうか。 ・小分類の新規立項の可能性を模索する
15	大分類A	○大分類A「管理的職業従事者」における説明の見直し これまで管理的職業従事者の説明は、組織の経営・管理を重要な機能としてきており、経営・管理以外の仕事に直接従事する場合は、当該職業に分類されてきた。しかしながら、プレイングマネージャーは自身も部分的に数字目標を持っているに過ぎず、他の仕事に従事しているかという点は、管理的な仕事に分類されないとする基準として、重要なものではないのではないか。職業の決定方法と合わせて見直す必要があるのではないか。	「管理職」とは何か、ということについて諸外国における事例などを参考に引き続き検討する。
16	大分類B	○大分類Bにおける高度の専門的水準 日本標準職業分類では、高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び専門的性質の仕事に従事する者を大分類B「専門的・技術的職業従事者」に分類している。 新たな職業を検討するにあたって、大分類Bに分類される「高度の専門的水準」について、どのような観点で判断しているのか、国際比較の観点も踏まえ、整理すべく検討してはどうか。	第 9 回職業分類改定研究会で検討予定。
17	大分類C	○中分類25「一般事務従事者」に属する職業の見直し 中分類25「一般事務従事者」に属する職業には、例えば人事事務員であれば、組織の人材マネジメントなどの専門性を有する課業を行う職務と採用業務補助などのアシスタントを行う職務など課業の遂行に求められる知識や技能の幅が異なる職務が混在している。 これらの職務について、職務の実態などを踏まえた見直しを検討してはどうか。	第 8 回職業分類改定研究会で検討。
18	大分類C	○小分類257「総合事務員」の取扱い 平成21年第 5 回改定では総務事務員を「庶務事務員」と「人事事務員」に分割するとともに、主に中小企業等で複数の職種を掛け持ちする者を想定し「総合事務員」を設けた。 しかしながら、「その他の一般事務従事者」との境界が曖昧に思えるところもあるため、その取扱いを検討してはどうか。	第 8 回職業分類改定研究会で検討。

19	大分類 C	○小分類259「その他の一般事務従事者」の見直し（新規立項の検討） 令和 2 年国勢調査では、中分類25「一般事務従事者」800万人のうち小分類259「その他の一般事務従事者」が370万人と大きな割合を占めている。 医療事務や介護事務など事業所（産業）に由来するものも含まれていると考えられるが、厚生労働省編職業分類などを参考に新規立項を検討する余地があるのではないか。	第 8 回職業分類改定研究会で検討。
20	大分類 D	○大分類 D「販売従事者」の名称の見直し 大分類 D「販売従事者」に属する中分類として「営業職従事者」は設定されているが、販売と営業ではタスクが異なるため、営業が販売に包含された現状の名称の見直しを検討すべきではないか。 同様に大分類から、属する職業が推察しづらいものについては、名称の変更を検討する余地があるのではないか。	大分類 D「販売従事者」に限らず、大分類から属する職業が推察しづらいものについては、名称変更の可能性を模索する。
21	大分類 D	○大分類 D「販売従事者」の説明の見直し 大分類 D「販売従事者」では、店舗での販売や他人を訪問するなど各中分類の説明に「場所」を基準として用いてきたところ、ＩＴの普及に伴い店舗以外での販売や他人を訪問しない営業など多様な働き方が生まれてきた。 これらの職業について、仕事の内容の類似性からどのように扱うべきか検討し、必要に応じて各中分類の説明を見直す必要があるのではないか。	分類の説明に「場所」が用いられているものは見直しを検討する。
22	大分類 A 大分類 E	○大分類 A 管理的職業従事者と大分類 E サービス職業従事者（小分類 401「飲食店主・店長」及び小分類402「旅館主・支配人」の位置付けの検討 大分類 E に属する401「飲食店主・店長」、402「旅館主・支配人」は説明において、「ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類 A－管理的職業従事者の小分類〔021 又は 049〕に、」とされているものの、具体的にこれらの職業が管理的職業に分類される事例を整理する必要があるのではないか。	【新たな課題】 雇用者（従業員）である飲食店長等について、本来は「職務内容」に基づいて管理職に分類され得る場合も考えられるところ、現行の取扱いでは、そのほとんどが大分類 A 管理的職業従事者ではない直接サービスを提供する職業に分類されていることが、真の課題であると思われる。
23	大分類 E	○中分類35「家庭生活支援サービス職業従事者」の見直し 中分類35「家庭生活支援サービス職業従事者」の就業者は約 2 万人であり、中分類としては非常に少ない規模となっている。 しかしながら、共働き家庭が多い現代で個人家庭の支援を行う職業が、本当に就業者数の少ない職業となっているのか。小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」に類似する職業が含まれていたり、類似しているものの説明に該当しないため、他の分類となってしまうのではないか。 説明も含めて、どのような仕事の内容の職業が該当するのか見直してはどうか。	中分類35「家庭生活支援サービス職業従事者」に含むことが適当な個人家庭の支援を行う職業について、他の職業分類や民間の職種一覧などを参考に、さらなる情報収集を行い、どのような職業が該当し得るのか整理し、見直しの必要性を検討する。
24	大分類 E	○中分類39「飲食物調理従事者」の見直し 「飲食物調理従事者」は183万人がいるものの小分類は調理人（182 万人）とバーテンダー（7000人）という内訳である。 調理人には「飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事」が含まれることから、技術や仕事の内容も幅広い職業が該当することとなっている。 ファストフード店の調理は習得に時間を要さない調理技術と考えられるが、そのような観点でもう少し分割することはできないだろうか。	他の職業分類や民間の職種一覧などを参考に、職務の遂行に必要な知識や技能の違いによる分類項目の見直しを検討する。
25	大分類 E	○中分類42「他に分類されないサービス職業従事者」の見直し 中分類42「その他のサービス職業従事者」のうち 7 割以上が、小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」となっている。その中には、社会の変化に伴い新たに生まれ、一定数の就業者が認められる職業や仕事の内容の変化に合わせて、他の小分類に整理することが適当な職業がないか検討してはどうか。 特に保育士のサポート業務を行う「保育補助」は、保育士不足などの面からもニーズが高い仕事であり、その取扱いを見直す必要性が高いのではないか。	小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」に含まれる職業について、厚生労働省編職業分類等で設定されている職業のさらなる情報収集を行い、職業分類の目的等も踏まえ設定の必要性を検討する。

26	大分類F	○「交通誘導員」の新設 建設現場や工事現場において、安全確保のために交通誘導をしている者は、保安職業であると思うが、一定の数が存在するのであれば分類項目として新規立項の余地があるのではないか。	交通誘導員の職務内容を整理し類似した職業の検討、それらの就業者数を把握し、分類項目の見直しを検討する。
27	大分類G	○大分類G「農林漁業従事者」の細分化及び説明の見直し 最近の農業は、個人経営から法人経営、集団経営と変化しており、小分類461「農耕従事者」に、手作業の農作業のみを行う者と農作業機械の運転手が混在しているが、能力・技術的な違いで区分する余地はないか？	第 8 回職業分類改定研究会で検討。
28	大分類H	○大分類H「生産工程従事者」の検討 平成21年第 5 回改定で大きく見直しを行った大分類H「生産工程従事者」に属する中分類における「○○制御・監視従事者」と「○○製造・加工処理従事者」の区分については、実務的な面から把握する限り統計調査では使用されていない分類項目となっている。 このため、雇用主（企業）を対象とした統計等での使用実態を確認しつつ、統計ユーザー等のニーズなどを踏まえつつ、その取扱いを検討してはどうか。	第 8 回職業分類改定研究会で検討。
29	大分類K	○大分類K「運搬・清掃・包装等従事者」の見直し 小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」が、115万人おり、しかも増加中であることから、厚生労働省編職業分類を参考にしながら細分化が必要ではないか。 また、他の大分類に属する職業の移設も見据えた大分類Kの項目名及び説明の見直しが必要ではないか。	第 8 回職業分類改定研究会で検討。